

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案に対する修正案要綱

- 一 この法律の施行期日を「平成二十七年四月一日」から「公布の日」に改めること。（附則第一項関係）
- 二 この法律による改正後の別表第二（在勤基本手当の基準額）の規定は、平成二十七年四月一日から適用すること。この場合において、必要な読替えを行うこと。（附則第二項関係）